福県医発第１３９６号（地）
平成１８年１０月２０日

第994号 受 18.10.23 付 小郡三井医師会

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合等負担割合の一部改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

１．鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
（１）改正内容
①施行年月日　　平成１８年１０月１日

種　別	現　行	改　正　後
７０歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	２　割	３　割

②施行年月日　　平成１８年１１月１日

現　　行		改　正　後	
種　　別	負担割合	種　　別	負担割合
組合員の場合	２　割	３歳に達する日の属する月の翌月以後であって７０歳に達する日の属する月以前である場合	３　割
組合員以外の場合	３　割		

小郡三井医師会 H18.10.23 丸山

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

２．三重県建設国民健康保険組合

（１）改正内容

種　別	現　行	改　正　後
７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	２　割	３　割

（２）施行年月日　　平成１８年１０月１日

３．三重県歯科医師国民健康保険組合

（１）改正内容

現　　行		改　正　後	
種　　別	負担割合	種　　別	負担割合
組合員の場合	３　割	３歳に達する日の属する月の翌月以後であって７０歳に達する日の属する月以前である場合	３　割
３歳未満及び７０歳以上の場合を除く組合員の世帯に属する家族	３　割		
７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	２　割	７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	３　割

（２）施行年月日　　平成１８年１０月１日

4．福岡県歯科医師国民健康保険組合

（1）改正内容

現　　行			改　正　後		
前期高齢者	一　般	1　割	**前期高齢者（※1）**	**本　人**	**2　割（※2）**
	一定以上所得者（現役並み所得者）	2　割		**家　族**	**3　割**
老人保健対象者	一定以上所得者（現役並み所得者）	2　割	**老人保健対象者**	**一定以上所得者（現役並み所得者）**	**3　割**

（※1）７０歳から７４歳までの被保険者（但し、老人保健法の対象者を除く）

（※2）給付率を引き上げている国保組合においては、被保険者証に記載した一部負担割合の負担となるため。

医療機関において、診療報酬明細書に記載する入外区分は、入院は９、外来は０をご使用ください。

（2）施行年月日　　平成１８年１０月１日

医療

(公印省略)

１８国援第１０１号－１１
平成１８年１０月１日

福岡県医師会長　殿
福岡県歯科医師会長　殿
福岡県薬剤師会長　殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
（施設医療係）

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添（写）のとおり、鹿児島県保健福祉部長寿社会課長他から通知がありましたので、お知らせします。

福岡県医師会
受付
18.10.3
2496

長社第５０２号
平成１８年　９月１３日

各都道府県国民健康保険主管課長　殿

鹿児島県保健福祉部長寿社会課長
（　公　印　省　略　）

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正等について（通知）

このことについて，鹿児島県歯科医師国民健康保険組合から，一部負担金及び出産育児一時金に関する規約の一部改正についての認可申請があり，国民健康保険法第２７条第２項の規定に基づき認可されましたので通知します。

なお，改正内容は別紙のとおりですので，関係機関へ周知いただきますようお願いします。

福岡県
国保
18.9.19
第101号

（別紙１）

1　改正内容

現　　行	改　　正　　後
（一部負担金） 第11条 四　70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって，当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る）について同上第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき，療養に要する費用の額の２割とする。	（一部負担金） 第11条 四　70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって，当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る）について同上第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき，療養に要する費用の額の３割とする。
（出産育児一時金） 第13条　組合は，被保険者が出産したときは，当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し，出産育児一時金として300,000円を支給する。 但し，第２子以降は，100,000円を加算し，400,000円を支給する。	（出産育児一時金） 第13条　組合は，被保険者が出産したときは，当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し，出産育児一時金として350,000円を支給する。 但し，第２子以降は，100,000円を加算し，450,000円を支給する。
	附則 （施行期日） 26　この規約第11条四項は，平成18年10月1日から施行する。この規約による改正後の規定は平成18年10月1日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し，平成18年10月1日前の一部負担金の額については，なお従前の例による。 （施行期日） 27　この規約第13条は，平成18年10月1日より施行する。この規約による改正後の規定は，この規約の施行日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し，施行日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については，なお従前の例による。

2　施行年月日

平成１８年１０月１日

（別紙２）

1　改正内容

現　　行	改　　正　　後
（一部負担金） 第11条 一　次号から第四号までに掲げる場合以外の場合，組合員である被保険者にあっては診療に要した費用の２割とする。組合員以外の被保険者にあっては診療に要した費用の３割とする。	（一部負担金） 第11条 一　３歳に達する日の属する月の翌日以後であって７０才に達する日の属する月以前である場合，被保険者にあっては，診療に要した費用の３割とする。 附則 （施行期日） 28　この規約第11条一項は，平成19年4月1日より施行する。この規約による改正後の規定は平成19年4月1日以後の診療に要した費用に適用し，平成19年4月1日前の診療に要した費用については，なお従前の例による。

2　施行年月日

平成１９年４月１日

写

平成 18 年9月 15 日

各都道府県国民健康保険主管課長　様

三重県健康福祉部生活保障室長

三重県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、三重県建設国民健康保険組合から規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
山　口
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085

福祉県
国保
18.9.21
第101号
-11

現　　行	改　正　案
（一部負担金） 第１０条　（略） 一．次号から第四号までに掲げる場合以外の場合　１０分の３ 二・三　（略） 四．７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２７条の２第１項に規定する者に限る。）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき　１０分の２	（一部負担金） 第１０条　（略） 一．３歳に達する日の属する月の翌月以後であって７０歳に達する日の属する月以前である場合　１０分の３ 二・三　（略） 四．７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２７条の２第１項に規定する者に限る。）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき　１０分の３
（傷病手当金） 第１３条 組合は、組合員である被保険者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第３７条第１項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第３３条ノ１６第１項に規定する給付の支給を受けることができるものを除く）が、療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費にかかる療養老人保健施設療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法〔平成９年法律第１２３条〕の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス〔同法第１４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。療養に相当するものに限る〕、特例	（傷病手当金） 第１３条 組合は、被保険者である組合員（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第３７条第１項に規定する傷病手当の支給又は船員保険法第３３条ノ１６第１項に規定する給付の支給を受けることができる者を除く）が、療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療

居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス〔同法第７条第５項に規定する居宅サービスをいう〕若しくはこれに相当するサービス〔これらのサービスのうち療養に相当するものに限る〕、施設介護サービスに係る指定施設サービス等〔同法第４８条第１項に規定する指定施設サービス等をいう。療養に相当するものに限る〕若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス〔同法第７条第２０項に規定する施設サービスをいう。療養に相当するものに限る〕）を受けている場合において、その療養のため、事業又は業務に従事することができない時は、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第４日から事業又は業務に服することができない期間、傷病手当金として第２０条各号の保険料の区分により、それぞれ次の金額を支給する。 第６６条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過怠金を科する。	養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第８条第１項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第４８条第１項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第８条第２３項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するもの.に限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第８条の２第１項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため、事業又は業務に従事することができない時は、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第４日から事業又は業務に服することができない期間、傷病手当金として第２０条各号の保険料の区分により、それぞれ次の金額を支給する。 第６６条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過怠金を科する。 ＊附則　平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

写

平成 18 年9月 15 日

各都道府県国民健康保険主管課長　様

三重県健康福祉部生活保障室長

三重県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、三重県歯科医師国民健康保険組合から規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
山　口
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085

福岡県
国保
18.9.21
第101号
-11

三重県歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）

改正後	改正前
第3章　保険給付 （一部負担金） 第11条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合10分の3 2. 3歳に達する日の属する月以前である場合　10分の2 3. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の1 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分の3 附則（新設） 62　第11条の一部改正は認可の日より施行し、平成18年10月1日より適用する。	第3章　保険給付 （一部負担金） 第11条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 組合員である被保険者　10分の3 2. 被保険者で組合員の世帯に属する家族で第3号から第5号までに掲げる場合以外の場合　10分の3 3. 3歳に達する日の属する月以前である場合　10分の2 4. 被保険者で組合員の世帯に属する家族で70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の1 5. 被保険者で組合員の世帯に属する家族で70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分の2

医療

福歯国発第１６５号
平成１８年９月２６日

社団法人　福岡県医師会
会長　横倉義武　殿

福岡県歯科医師国民健康保険組合
理事長　秋山治夫

福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合について

本組合の運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では平成１８年１０月１日から、給付割合を下記のとおり一部変更するよう第４回理事会（平成１８年９月２５日開催）で決定しましたので、お知らせいたします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

○福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合

平成１８年９月まで

３歳未満		８割
３～６９歳	本人	８割
	家族	７割
前期高齢者	一般	９割
	一定以上所得者（現役並み所得者）	８割
老人保健対象者	一般	９割
	一定以上所得者（現役並み所得者）	８割

→

平成１８年１０月から

３歳未満			８割
３～６９歳	本人		８割
	家族		７割
前期高齢者（※1）	一般		９割
	一定以上所得者（現役並み所得者）	本人	８割（※2）
		家族	７割
老人保健対象者	一般		９割
	一定以上所得者（現役並み所得者）		７割

（※1）７０歳から７４歳までの被保険者（但し、老人保健法の対象者を除く）

（※2）給付率を引き上げている国保組合においては、被保険者証に記載した一部負担割合の負担となるため。
医療機関において、診療報酬明細書に記載する入外区分は、入院は９、外来は０をご使用ください。

19.9.27
2430